

TPP協定交渉の合意内容について (畜産関係品目)

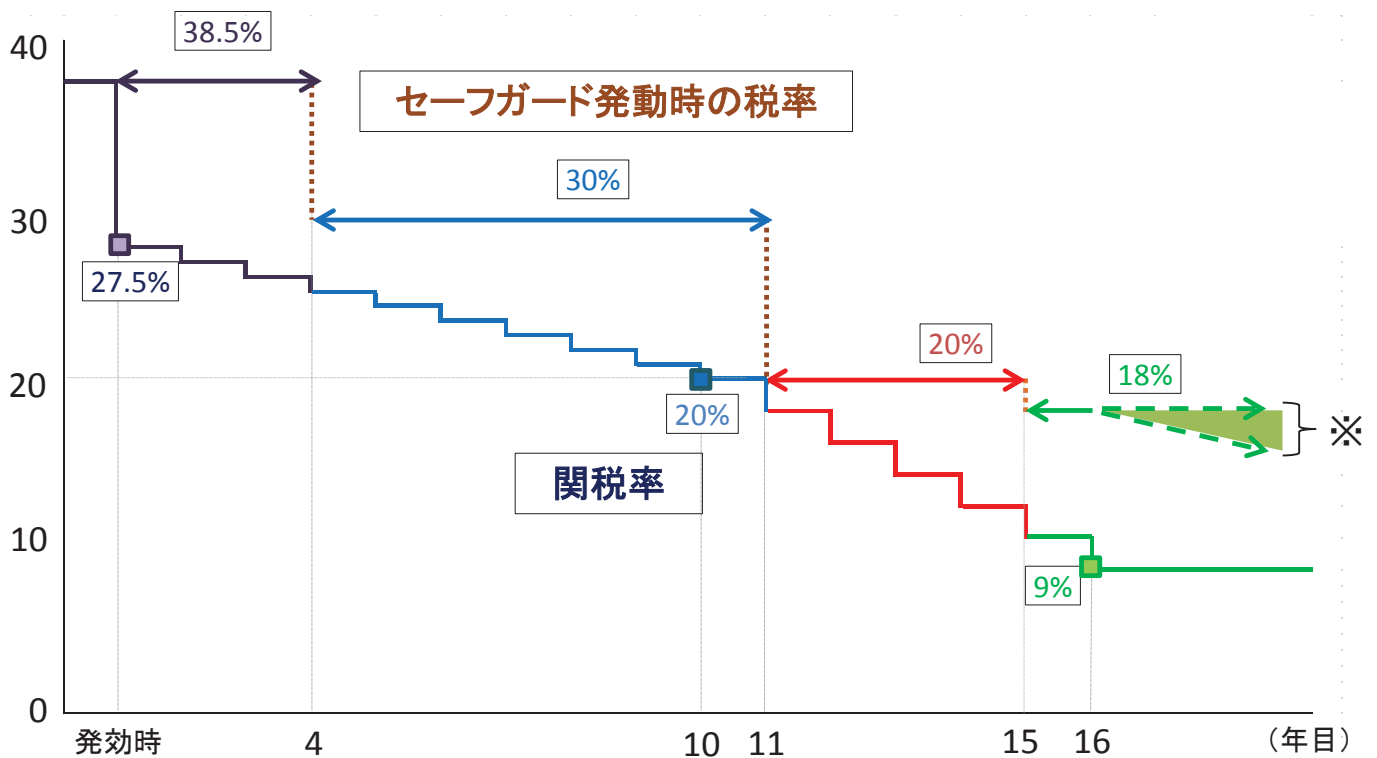
平成27年10月

農林水産省

牛肉

- 最終税率を9%とし、関税撤廃を回避（米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得）。
- 16年目までという長期の関税削減期間を確保。
- 関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保。

関税水準とセーフガード発動時の税率



※ 16年目以降のセーフガード発動時の税率

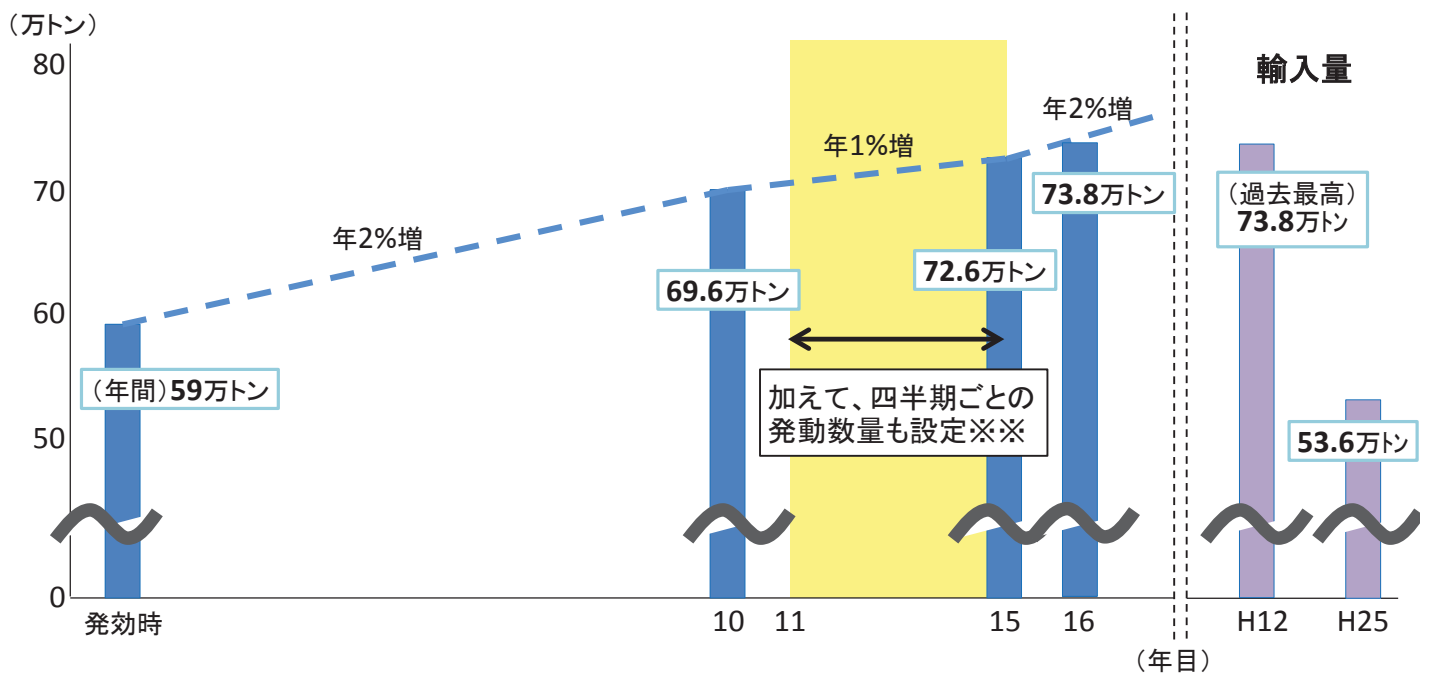
- ・ 毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば、次の年は削減しない）。
- ・ 4年間発動がなければ終了。

【注】 日豪EPAの税率の方が低い場合には、TPP各国に上記税率ではなく日豪EPAによる税率が適用される（TPP発効が2017年度以降となった場合に当該調整が発生）

セーフガードの発動数量

- ① 初年度は近年の輸入実績から10%増で発動。
(※現行の関税緊急措置は前年の17%増で発動)
- ② 毎年の拡大幅は2%。
- ③ 関税削減期間中の発動基準数量が、過去最大の牛肉輸入量である73.8万トン以下の水準。

TPP国からの合計輸入量が発動数量を超えた場合、年度末まで(※)セーフガードの税率を適用



※ 2月、3月に超えた場合は、適用期間はそれぞれ45日、30日(年度を越えて適用)

※※ 年間発動数量の1/4の117%を超えたら、90日間適用

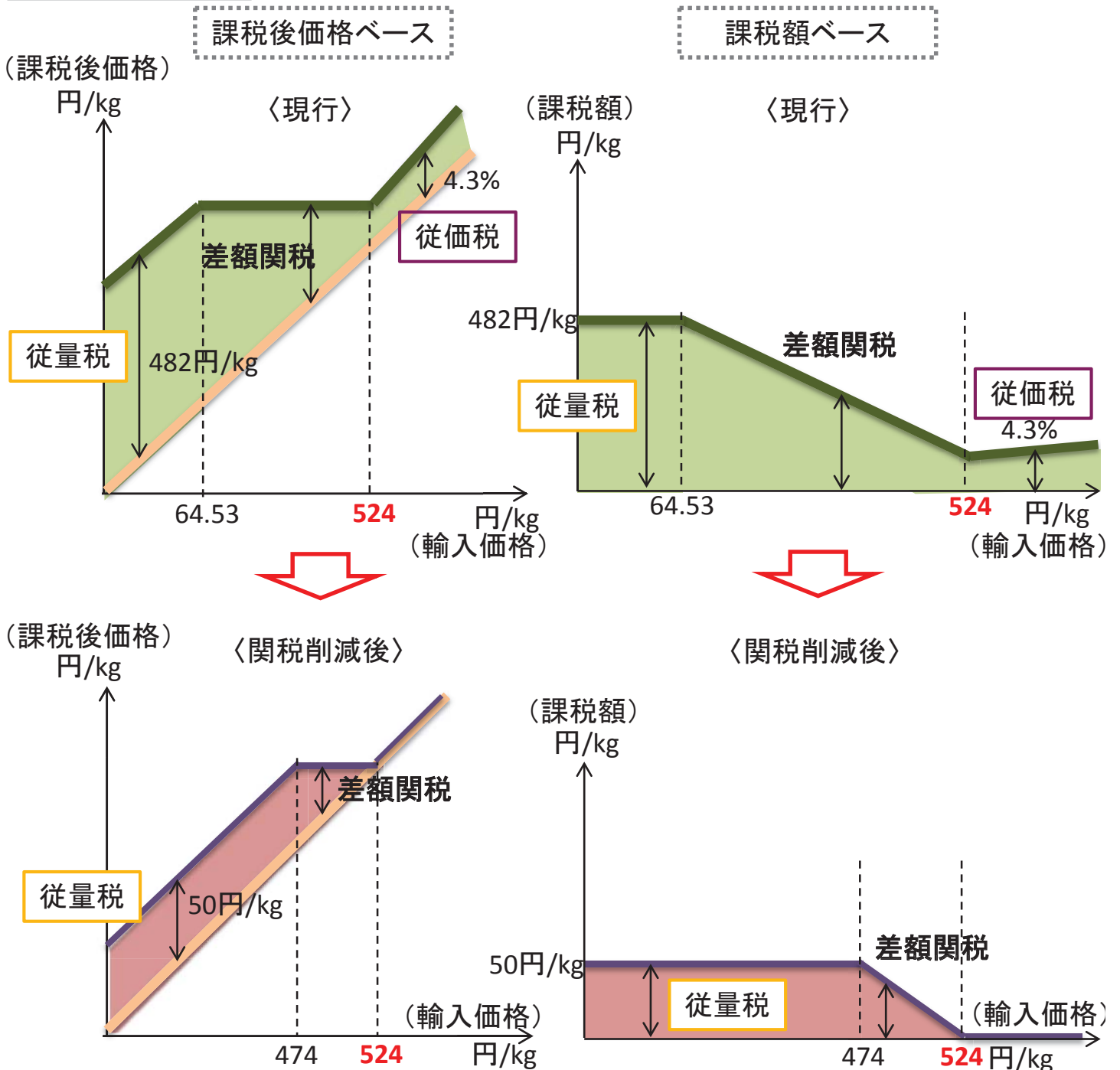
【注】家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用(当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末まで不適用)。

- 豪州産牛肉については、TPP・日豪EPAのいずれの税率で輸入されても、両方の協定で輸入量としてカウントされる仕組み。
(TPP協定のセーフガード発動時に、日豪EPAの低税率で豪州産牛肉が大量に輸入されることを抑制)
- 現行の関税緊急措置は、発動対象となる主要牛肉輸出国が無くなるため、廃止の方向。

豚肉

- 10年目までという長期の関税削減期間を確保。(従量税は近年の平均課税額 23円/kgの約2倍(50円/kg)に引下げ、従価税(4.3%)は撤廃)。
- 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持。
- 関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保。

差額関税制度

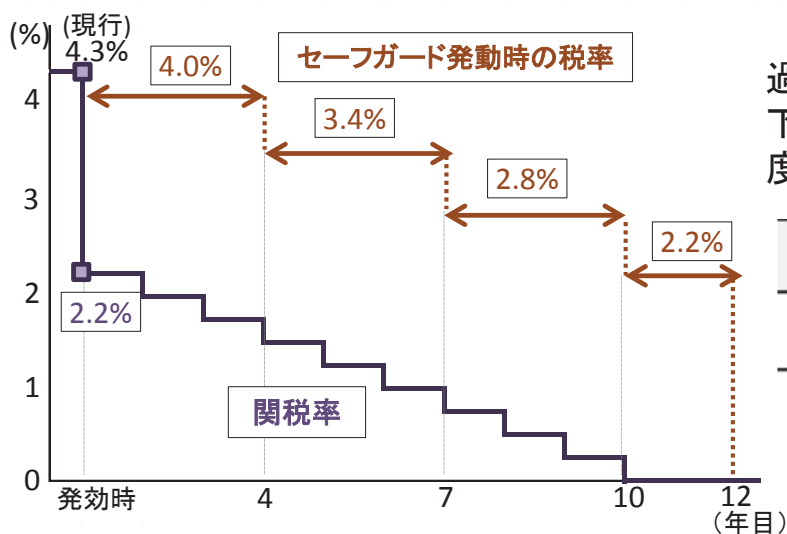


セーフガードの仕組み

- 11年目までは、輸入急増や極めて安価な豚肉の輸入が一定以上行われた場合に、従量税を100～70円/kgに、従価税を4.0～2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを確保。

1. 従価税部分

① 関税水準とセーフガード発動時の税率



② セーフガード発動数量(国別)

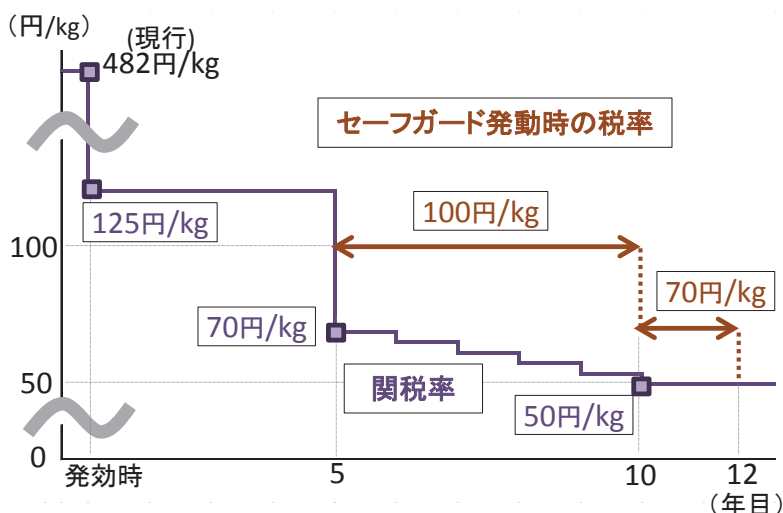
過去3年間の輸入量(注)の最高値に以下の割合を乗じた値を超えた場合に年度末まで関税を引上げ

1-2年目	3-6年目	7-11年目
112%	116%	119%

(注)4年目までは全輸入量、5年目以降は399円/kg以上の輸入量。

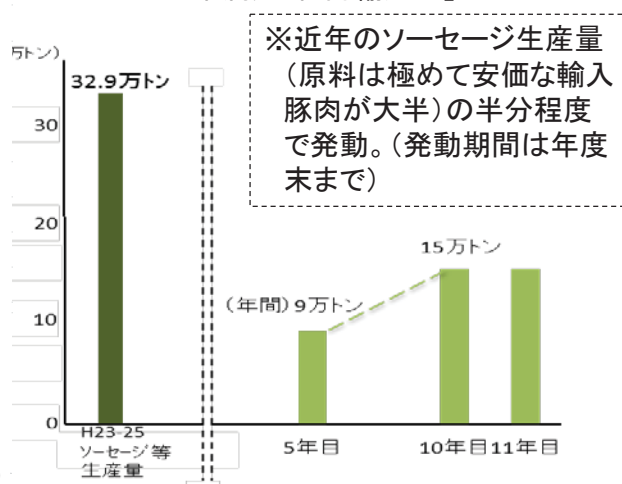
2. 従量税部分

① 関税水準とセーフガード発動時の税率



② セーフガード発動数量

【TPP国からの低価格帯(399円/kg未満)の合計輸入量】



※近年のソーセージ生産量(原料は極めて安価な輸入豚肉が大半)の半分程度で発動。(発動期間は年度末まで)

(注) 399円/kg以上の部分の発動数量は、1. 従価税の②と同じ仕組み(発動後税率のみ上記①を適用)

○ TPP参加国には現行の関税緊急措置に代わり当該セーフガードを適用。

脱脂粉乳・バター

- 脱脂粉乳、バターについて関税削減・撤廃は行わず、TPP枠を設定。
- 枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内。

既存のWTO枠

- 農畜産業振興機構(ALIC)による輸入(国家貿易)
- 約束数量 13.7万トン(*1)
(生乳換算)
(対象品目:脱脂粉乳、バターホエイ等)
- 枠内税率
脱脂粉乳25%、35%+マークアップ(*2)
バター 35%+マークアップ(*2)

既存のWTO枠

今後も継続
(変更せず)

+

脱脂粉乳、バターが
不足している場合に実施

追加的な輸入

- 農畜産業振興機構(ALIC)による輸入(国家貿易)
- 輸入量:不足分
(追加輸入の実績)

(生乳換算、万トン)

年度	2014	2015
脱脂粉乳・ バター	18.8	15.6

+

TPP枠

- ユーザー、商社等による輸入(民間貿易)
- 枠数量 (生乳換算)
脱脂粉乳2万659トン → 2万4102トン(6年目)
(製品 3,188トン→3,719トンに相当)
バター 3万9341トン → 4万5898トン(6年目)
(製品 3,188トン→3,719トンに相当)
合計 6万トン → 7万トン(6年目)
- 枠内税率(11年目までに削減)
脱脂粉乳 25%,35%+130円/kg
→ 25%,35%
バター 35%+290円/kg → 35%

(*1)13.7万トンのうち、ホエイを3.1万トン(生乳換算)輸入。

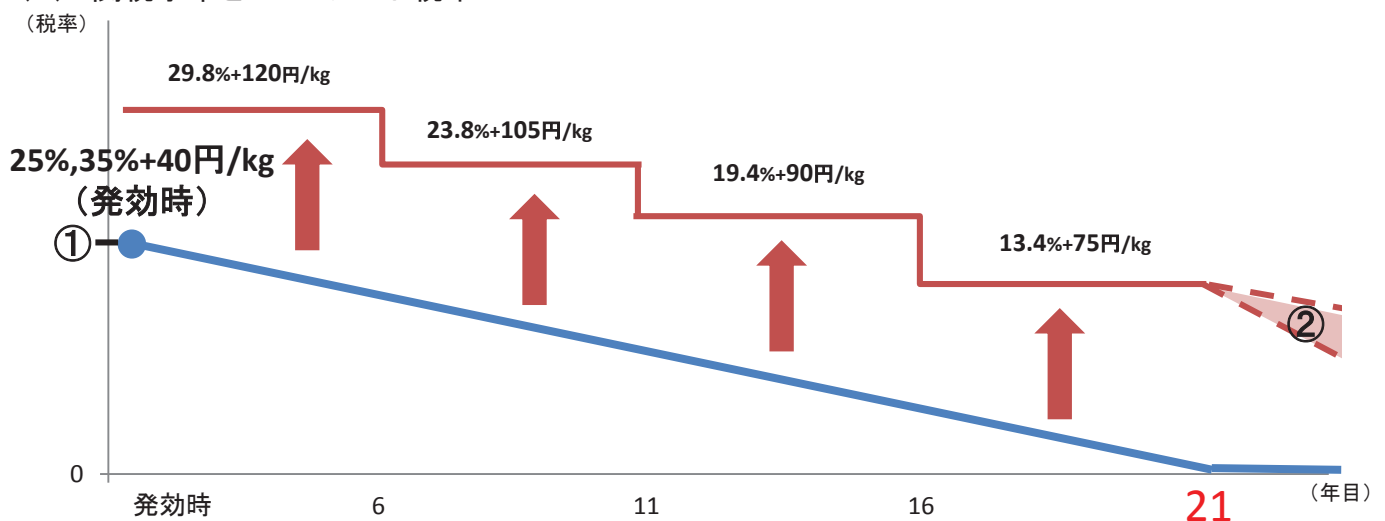
(*2)ALICの入札によって決定される額。最近5年間のマークアップは、脱脂粉乳32円/kg~238円/kg、
バター77円/kg~649円/kg

ホエイ

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保。
- 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。
- 脱脂粉乳と競合する可能性が低いたんぱく質含有量25%未満のものは、セーフガード付きで16年目までの関税撤廃期間を確保(たんぱく質含有量が特に高いものは、6年目に無税)。

ホエイ(たんぱく質含有量25-45%)

(1) 関税水準とセーフガード税率



- ① 発効時の関税水準は、直近3年の平均輸入価格(299円/kg)で換算すると115~145円/kg程度
発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25%,35%に加えてマークアップを徴収(直近5年では25円~255円/kg)
現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kg,687円/kg
- ② 21年目以降のセーフガード税率
・毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減
・3年間発動がなければ終了

(2) セーフガードの発動数量



(注) 脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

チーズ

- 日本人の嗜好に合うモッツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。
- 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、長い経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保。
- 国産チェダー、ゴーダ等の主な仕向け先であるプロセスチーズ原料用チーズについて、現行の抱合せ制度を維持することで、国産チーズに対する急激な需要減少を回避。

チーズの区分		現行関税	合意内容
主要ナチュラルチーズ	①フレッシュチーズ (クリームチーズ、モッツアレラ等)	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・モッツアレラ等(クリームチーズ以外): 現状維持 ・シュレッドチーズ原料用関税割当 国産品の使用を条件とした無税輸入 抱合せ 国産品:輸入品 = 1:3.5 ・クリームチーズ 脂肪分45%未満: 段階的に16年目に撤廃 脂肪分45%以上: 即時10%削減 (29.8%→26.8%)
	②ブルーチーズ	29.8%	・11年目までに50%削減
	③その他チーズ(熟成チーズ) (チェダー、ゴーダ、カマンベール等)	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトチーズ(カマンベール等): 現状維持 ・ソフトチーズ以外(チェダー、ゴーダ等): 段階的に16年目に撤廃
	※プロセスチーズ原料用チーズ(①、②、③のチーズ、主にチェダー、ゴーダ等) 国産品の使用を条件に無税輸入を認める抱合せ制度 (国産品:輸入品 = 1:2.5)		
ナチュラルチーズを加工し	④シュレッドチーズ	22.4%	・段階的に16年目に撤廃
	⑤おろし及び粉チーズ	26.3%又は40.0%	・段階的に16年目に撤廃
	⑥プロセスチーズ	40.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持 ・国別関税割当 (豪、NZ、米に各100t(当初)→150t(11年目)) 枠内税率 段階的に11年目で撤廃

注: は関税撤廃の例外

我が国の輸出関心品目に関する大筋合意の概要

- 我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得
- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得

(主な輸出関心品目の内容)

◆ 牛肉:0～16年の関税撤廃

(主な国の内容。以下同じ。)

- 米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg、枠外税率26.4%):
 - ・15年で枠外税率撤廃
 - ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(最終年)
- カナダ(現行26.5%):6年撤廃
- メキシコ(現行20～25%):10年撤廃

◆ ブリ、サバ、サンマ:0～5年撤廃

- ベトナム(現行11～15%):即時撤廃

◆ なし:即時撤廃

- 米国(現行0～0.3セント/kg(0.2%*)) : 即時撤廃
- カナダ(現行0～10.5%) : 即時撤廃

(*)2009年データに基づき
米国が従価税に換算。
以下同じ。

◆ 米:0～15年撤廃

- 米国(現行1.4セント/kg(1.5%*)) : 5年撤廃

◆ 醤油:0～6年撤廃

- 米国(現行3%) : 5年撤廃

◆ 切花:0～5年撤廃

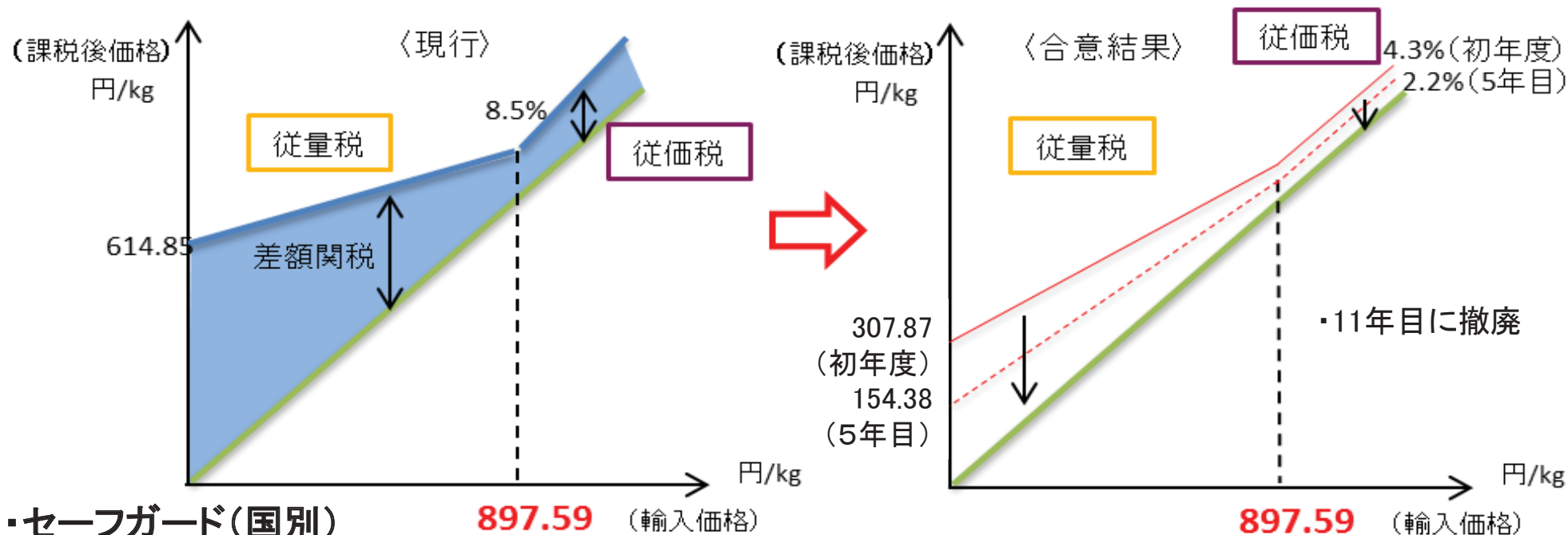
- 米国(現行3.2～6.8%) : 即時撤廃
- カナダ(現行0～16%) : 即時撤廃

TPP交渉におけるその他の牛肉・豚肉関連分野の合意内容(1/2)

品目名	合意内容
牛肉臓(ハラミ等)	現行12.8%の関税を、初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し13年目に撤廃
牛タン	現行12.8%の関税を、初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
牛肉30%未満の調製品	現行21.3%の関税を、毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
その他牛肉関連(牛生体、肝臓、その他調製品等)	現行関税を、毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃
豚肉調製品(ハム・ベーコン等差額関税のもの)	現行関税を、初年度▲50%とし、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃 セーフガードあり。【次頁参照】
豚肉調製品(ソーセージ等差額関税でないもの)	現行10～20%の関税を、毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃
豚の冷蔵の内臓、肝臓(冷凍)	現行8.5%の関税を、毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
豚の冷凍の内臓	現行8.5%の関税を、初年度4.2%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し8年目に撤廃
子豚	現行8.5%の関税を、即時撤廃
成豚(差額関税)	現行関税を、毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃

TPP交渉におけるその他の牛肉・豚肉関連分野の合意内容(2/2)

【ハム・ベーコン等差額関税の豚肉調製品】



・セーフガード(国別)

【発動基準】

過去3年間の輸入量の最高値に下表の割合を乗じた値を超えた場合に、年度末まで関税を引上げ

1-2年目	3-6年目	7-11年目
115%	118%	121%

【発動後の税率】

1~4年目	5~9年目	10~11年目	12年目
発効前の85%	発効前の60%	発効前の45%	廃止

TPP交渉における乳製品(その他乳製品)分野の合意内容

乳製品の種類	現在の関税率	合意内容
全粉乳・ バターミルクパウダー	国家貿易: 25%~35%+マークアップ° 枠外: 25.5%+612円/kg、 29.8%+396円/kg等	<ul style="list-style-type: none"> 関税割当の新設(TPP枠) <ul style="list-style-type: none"> ①枠内数量: 1,500トン→2,250トン(6年目、生乳換算) 枠内税率: 全粉乳 30%+210円/kg→30%(11年目・民間貿易) バターミルクパウダー 25%~35%+200円/kg→25%~35%(11年目・民間貿易) ②枠内数量: 20,000トン→60,000トン(11年目、生乳換算) 枠内税率: 抱合せ無税(国産(全粉): 輸入=1:3) 用途: チョコレート原材料用
ホエイ	国家貿易: 25%、35%+マークアップ° 関税割当: 無機質25%、35%、乳幼児用10% 無機質濃縮ホエイ 枠内数量: 14,000トン 乳幼児用ホエイ 枠内数量: 25,000トン 枠外: 29.8%+425円/kg等	<ul style="list-style-type: none"> 関税割当の新設(国別枠) <ul style="list-style-type: none"> (米国)無機質濃縮ホエイ 1千トン→4千トン(11年目)、枠内税率: 25%、35%→0%(6年目) 乳幼児用ホエイ 3千トン→3千トン(11年目)、枠内税率: 即時関税撤廃 パーミエイト 1千トン→2千トン(11年目)、枠内税率: 即時関税撤廃 (豪州)無機質濃縮ホエイ 4千トン→5千トン(11年目)、枠内税率: 25%、35%→0%(6年目) (NZ) 無機質濃縮ホエイ 枠内税率: 25%、35%→0%(6年目) 乳幼児用ホエイ 1.3千トン→1.7千トン(11年目) 枠内税率: 即時関税撤廃 パーミエイト 枠内税率: 即時関税撤廃
加糖れん乳	国家貿易: 30%+マークアップ° 枠外: 25.5%+509円/kg等	<ul style="list-style-type: none"> 関税割当の新設(TPP枠) 枠内数量: 750トン(即時) 枠内税率: 即時関税撤廃
無糖れん乳	関税割当(枠内数量: 1,500トン): 枠内25%、30% 枠外: 25.5%+509円/kg等	<ul style="list-style-type: none"> 関税割当の新設(TPP枠) 枠内数量: 1,500トン→4,750トン(6年目) 枠内税率: 即時関税撤廃
PEF(調製食用脂)	関税割当(枠内数量18,977トン): 枠内25% 枠外: 29.8%+1,159円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 既存の関税割当の枠内税率を11年目まで80%削減、残りの税率(5%)を21年目までに撤廃
その他の乳製品 (乳成分が全重量の30%以上) 牛乳、ヨーグルト、粉ミルク、粉乳調製品、バ ター調製品 等	関税割当(枠内数量: 133,940トン(生乳換算)): 枠内12%~35% 枠外: 29.8%+679円/kg等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の関税割当の枠内税率を6年目までに50~90%削減、または撤廃

TPP交渉における乳製品(その他乳製品)分野の合意内容

乳製品の種類	現在の関税率	合意内容
アイスクリーム・氷菓	21.0%～29.8%(アイスクリーム) 21.3%～29.8%(氷菓)	・アイスクリーム:6年で63%～67%削減 ・氷菓:11年目で関税撤廃
フローズンヨーグルト	26.3%、29.8%	・11年目で関税撤廃
無糖ココア調製品 (2kgを超える容器入り、ココア粉が全重量の10%以上)	21.3% 抱合わせ無税関税割当 (国産:輸入:1:2.6)	・関税割当(TPP枠)を新設 ①枠内数量:5,500トン(即時)、枠内税率:21.3%→10.7%(11年目) ②枠内数量:4,000トン→12,000トン(11年)、枠内税率:抱合せ無税(国産(全粉):輸入=1:3)
加圧容器入りにした ホイップドクリーム	25.5%(4類)	・6年目で関税撤廃(即時で50%関税削減)
乳幼児用粉ミルク (小売用、乳成分が全重量の30%未満)	21.3%、23.8%(加糖)	・11年目で関税撤廃
低脂肪調製食用脂	21.3%	・関税割当(TPP枠)を新設 枠内数量:1,500トン→2,300トン(11年目) 枠内税率:21.3%→10.7%
乳糖、カゼイン、ミルクアルブミン	8.5%、5.4%、2.9%	・即時関税撤廃

TPP交渉における鶏卵・鶏肉・軽種馬・天然はちみつの合意内容

	品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近3カ年平均)	輸入量 (直近3カ年平均)	
					うちTPP参加国	
鶏卵	殻付き卵	17%～21.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵・冷凍のものについては、段階的に13年目に関税撤廃 発効時に20%削減し、6年据え置きの後、 7年目から段階的に13年目に関税撤廃 ・その他のものについては、段階的に11年目に関税撤廃 	鶏卵:251万トン	0.2万トン	総計:0.1万トン 米国:0.1万トン オーストラリア:0.0003万トン
	全卵又は卵黄	18.8%～21.3% 又は48～51円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・全卵粉については、段階的に13年目に関税撤廃 発効時に50%削減し、6年据え置き後に7年目に25%削減し、 6年据え置き後に13年目に関税撤廃 ・その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃 		3.1万トン	総計:2.0万トン 米国:1.8万トン メキシコ:0.1万トン
	卵白	8%	<ul style="list-style-type: none"> ・即時関税撤廃 		9.5万トン	総計:0.9万トン メキシコ:0.4万トン 米国:0.2万トン
鶏肉等	鶏肉	8.5%、11.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、段階的に11年目に関税撤廃 ・ただし、冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉(丸鶏及び骨付きも肉を除く。)については、段階的に6年目に関税撤廃 	鶏肉:147万トン	44.2万トン	総計:2.5万トン 米国:2.5万トン チリ:0.05万トン
	鶏肉調製品	6%、21.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・牛・豚の肉を含むものについては、段階的に11年目に関税撤廃 ・その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃 (発効時に20%削減) 		43.1万トン	総計:0.04万トン 米国:0.04万トン ニュージーランド:0.0006万トン
	軽種馬	340万円/頭	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠馬については、即時関税撤廃 ・競走馬については、段階的に16年目に関税撤廃。セーフガードを措置 (競走馬の取引価格が850万円/頭の発動基準価格よりも10%超低い場合にその差に応じて関税を加算) 	6,841頭	170頭 うち妊娠馬7頭 うち競走馬163頭	総計:119頭(4) 米国:111頭(3) オーストラリア:8頭(1) ※()はうち妊娠馬頭数
	天然はちみつ	25.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に8年目に関税撤廃 	0.3万トン	3.8万トン	総計:0.4万トン カナダ:0.2万トン ニュージーランド:0.06万トン

TPP交渉における軽種馬の合意内容

- 妊娠馬は即時関税撤廃。競走馬は段階的に16年目に関税撤廃し、低価格馬の輸入に対してセーフガードを措置。
- セーフガードは、輸入取引価格が発動基準価格(※850万円/頭)よりも10%を超えて低い場合に、その差に応じた追加関税を加算。(※近年の米国からの輸入馬の平均価格を基に設定)

○競走馬のセーフガードの概要

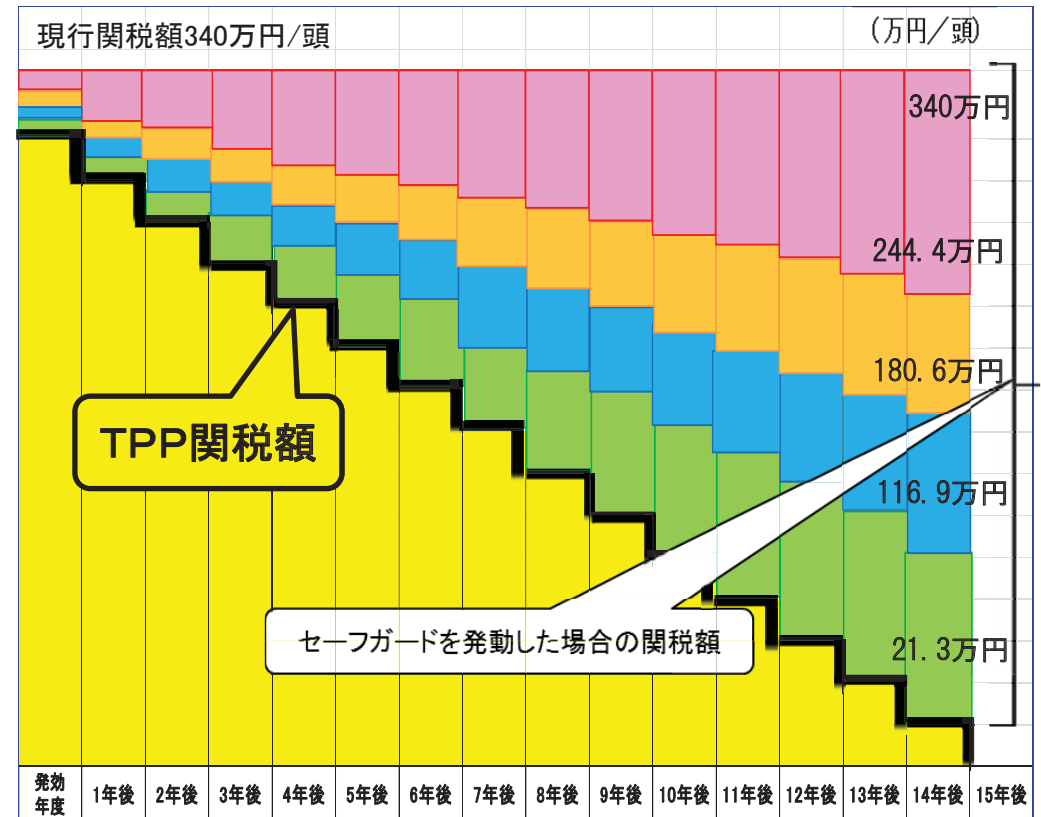
- ・ 輸入取引価格が発動基準価格よりも10%を超えて低い場合に、その差に応じた追加関税を加算。
- ・ 発動基準価格:850万円/頭

輸入取引価格と発動基準価格との差	輸入取引価格	追加関税
75%超	212.5万円未満	MFN税率とTPP税率の差の100%
60%超～75%以下	212.5万円以上～340万円未満	MFN税率とTPP税率の差の70%
40%超～60%以下	340万円以上～510万円未満	MFN税率とTPP税率の差の50%
10%超～40%以下	510万円以上～765万円未満	MFN税率とTPP税率の差の30%
10%以下	765万円以上	なし

注: MFN税率=最恵国税率(現行340万円/頭)

TPP税率=関税撤廃期間中の税率(16年で均等に下げられる当該年度の税率)

○セーフガード発動時の課税イメージ(TPP関税+追加関税)

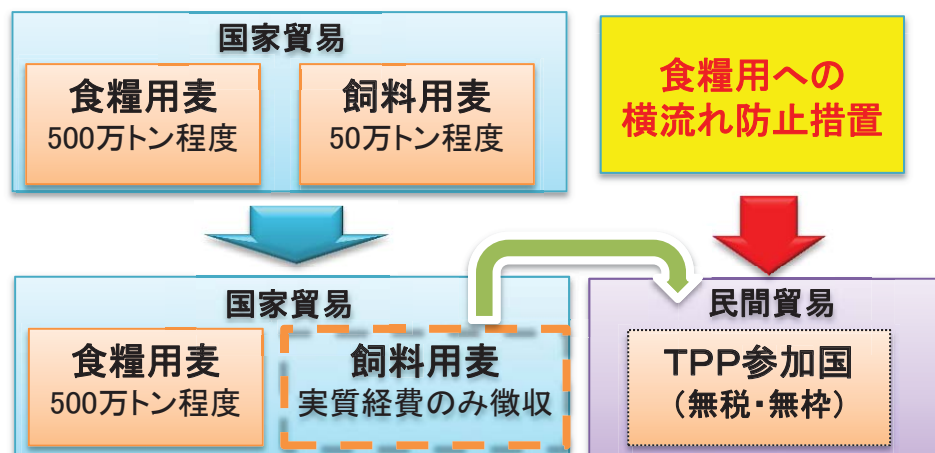


TPP交渉における飼料分野の合意内容

【合意内容】

- ・飼料用麦について、食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行。
- ・飼料用ビタミン調製品等で即時関税撤廃。(注:麦を含む主な飼料原料については、現行においても実質的に無税。)

○飼料用麦の民間貿易化イメージ(小麦の場合)



【影響等】

- 麦の国内生産及び飼料用麦の需給に影響しない(飼料用麦は国内生産がない)
- 日豪EPAにおける飼料用麦と同様の措置(飼料用麦の実需者団体は従来より民間貿易化を要望)
- 飼料用麦は現行でも国家貿易制度(SBS)の下で政府管理経費相当のマークアップ(実質経費)のみ徴収

○その他の主な飼料原料

品目	現状の制度	合意内容
飼料用脱脂粉乳	関税割当制度(枠内は無税)	同左
飼料用ホエイ	関税割当制度(枠内は無税)	即時関税撤廃
飼料用とうもろこし、飼料用グレーンソルガム	税関の監督の下で飼料の原料として使用するもの(承認工場制度)は無税	同左
単体飼料用丸粒とうもろこし	関税割当制度(枠内は無税)	同左
大豆油かす、菜種油かす、ふすま、ぬかその他のかす	無税	同左
飼料用ビタミン調製品、その他の飼料用添加物	3%	即時関税撤廃